

宇都宮大学工学部 学生員 ○高須 祐行
茨城県 土木部 大森 智
宇都宮大学工学部 正 員 須賀 堯三

1. はじめに

河川公園とは、河川の堤外地あるいは堤内地の河川に隣接する公園をさすが、河川公園以外の公園との相違点、あるいは河川公園のメリットを挙げると

- 〔１〕都市域あるいはその近傍において、容易に河川とその自然に親しむことができること
- 〔２〕堤外地及び、河川に隣接したオープンスペースの有効利用

の２点である。ここでは、上記〔１〕の中の親水性に注目し、栃木県内における現状の河川公園の調査結果にもとずいて親水性に対する配慮とその問題点を明らかにすることを目的として二、三の考察を行う。

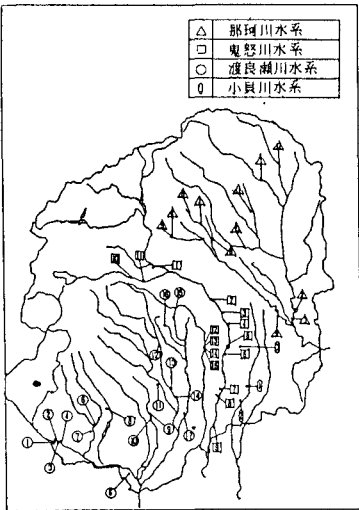
2. 親水性の意味

「親水」という用語は狭義に解釈すると水遊び、魚釣りなどの遊びを主体とした”レクリエーション機能”を意味するものであるが、都市化の進展による生活環境の変化により生態系の保全、景観を通しての心理的・情緒的満足などの概念をも合わせた河川の”環境形成機能”を象徴する用語として広義に用られるようになった。

このように環境形成機能は漠然と広範囲の意味を持つためここでは焦点を絞り”レクリエーション機能”についてのみ扱うが、その中でも心理的要素と、自然資源を除いた物質的要素（人工施設）を扱うこととする。

3. 調査内容

対象は栃木県内の堤外地及び河川に隣接した公園総てを挙げ４７地点とした（図－１）。表－１は公園の立地条件と水系別による分類を表している。調査項目は各々の公園の保有するスポーツ、レクリエーション施設の種類、補助施設（管理、情報、休息、サービス、水道）、その他の施設（駐車場、照明、時計、e t c）、親水施設の有無及び敷地面積である。



図－１ 調査地点

立地条件 \ 水系	那珂川	鬼怒川	渡良瀬川	小貝川	計
I. 堤外地にある公園	4	6	8	—	18
II. 堤内外に跨る公園	4	3	4	—	11
III. 堤内地にある公園	4	6	5	3	18
計	12	15	17	3	47

表－１ 立地条件及び水系

4. 公園の機能による分類

公園の機能によってその親水性に対する要望も異なると考えられるため、まず調査結果を基にして公園の分類を行った。分類はクラスター分析法を適用し、その説明変数は次の6つとした。①敷地面積 ②市街地中心からの距離 ③スポーツ施設の数 ④補助施設の数 ⑤その他の施設の数 ⑥親水施設の数
ただし ②は最寄りの駅もしくは役所からの距離とし、標準化を行った。分析の結果8種類の公園に分類することができた。

- a) スポーツ公園 (中規模 I, II)
- b) スポーツ公園 (大規模 I, II)
- c) スポーツ公園 (親水性全くなし III)
- d) 自然公園 (ダム湖, キャンプ場)
- e) 自然公園 (大規模 自然保全地域)
- f) オープンスペース (遊歩道)
- g) 児童公園 (小規模 市街地 III)
- h) 特殊公園 (ゴルフ場, cの大規模なもの)

これより公園の機能を考えると次の3つに大別できる。

A: スポーツを楽しむためのもの

B: 散歩、キャンプ、レクリエーションなどで自然を楽しむもの

C: 市街地における児童公園的なもの

つまり公園にはこれらA, B, Cの機能が単独あるいは複合して構成されているとすることができる。

ここで各々の機能別に対象とする人々(利用者)を考えると、Cは市街地内の地域住民であるのに対し、A, Bは車かあるいはその他の交通手段を用いる訪問者である。又、対象とする人のその他の属性(年齢、性別など)や対象とする季節、曜日などにより公園の設計指針が変化するので、設計の際には目的、対象などを明確にしなければならない。

5. 親水施設

調査結果により河川公園内に存在する親水施設は表-2の6種類で、親水施設を1つでも有する公園は23ヶ所で全体の半数のみであった。しかし、これを立地条件別でみると堤外地及び堤内外に跨る公園では29ヶ所中22ヶ所に親水施設が存在し一応親水性に対する配慮が伺える。これに対して堤内地にある公園では18ヶ所中僅か1ヶ所に親水施設が存在するだけであり、河川に隣接する公園であるにもかかわらず親水性を考慮した公園づくりがなされていなかった。

施設名	公園数
親水護岸	14
水遊び場	7
親水水路	7
徒歩池	8
遊歩道	10
ボート	2

6. まとめ

今回の調査により河川公園において親水施設を有するものも少なくないが、これら表-2 親水施設らの施設の質や量を見ると特に親水性を意識して作られた公園は僅かであることがわかった。一般に公園を設計する際には社会的、地理的、歴史的、経済的、維持管理等の諸条件を考慮して行うのは当然であるが、望ましくは設計段階からの住民参加や有識者からの意見聴取を行い、先に述べたように各々の公園の目的と対象を明確にし個性ある公園を作るべきである。特に、河川公園ではそれらに加え積極的な水空間の演出を行う必要があり、極端な言い方をすれば、スポーツ、レクリエーション、遊戯施設などを人を集めるための手段とするような“親水”を主目的とした公園もあるべきである。

今後は、本調査では扱わなかった施設の質や量に関して、及び心理的な要素についての研究が必要である。